

エネルギー環境負荷低減推進設備等の特別償却の
償却限度額の計算に関する付表（措法42の5①、
68の10①、旧措法42の5①⑥、68の10①⑥）

事業年度 又は連結 事業年度		・ ・	法人名	()
エネルギー環境負荷低減 推進設備等の区分		1	42条の5第1項()号 68条の10第1項()号 平()旧42条の5第1項()号() 平()旧68条の10第1項()号()	42条の5第1項()号 68条の10第1項()号 平()旧42条の5第1項()号() 平()旧68条の10第1項()号()
事業の種類		2		
(機械・装置の耐用年数表の番号) エネルギー環境負荷低減 推進設備等の種類等		3	()	()
エネルギー環境負荷低減 推進設備等の名称		4		
設置した工場、事業所等の名称		5		
取得等年月日		6	平・	平・
事業の用に供した年月日		7	平・	平・
購入先		8		
取得価額		9	円	円
普通償却限度額		10		
特別償却率		11	$\frac{30}{100}$	$\frac{30}{100}$
特別償却限度額 (9)－(10)又は(9)×(11)		12	円	円
償却・準備金方式の区分		13	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等	補助金等の受領の有無	14	有・無	有・無
	(指定告示名、告示番号) (別表番号、該当番号)		() ()	() ()
	事業の用に供したエネルギー 環境負荷低減推進設備等の仕 様、性能、型式等判定上参考 となる事項	15		
	〔一号、平28旧一号イ、ロ 又は平27旧一号イ該当〕 太陽光発電設備又は 風力発電設備の出力	16	キロワット	キロワット
	〔平28旧一号イ、ロ又は 平27旧一号イ該当〕 認定発電設備に該当する旨の 経済産業大臣の認定年月日	17	平・	平・
	〔平28旧二号該当〕 証明年月日	18	平・	平・

特別償却の付表（一） 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却の付表（一）の記載の仕方

1 この付表（一）は、青色申告法人又は連結法人が次の(1)から(3)までの規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3又は第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、エネルギー環境負荷低減推進設備等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

(1) 措置法第42条の5第1項又は第68条の10第1項《エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却》

(2) 平成28年改正前の租税特別措置法（以下「平成28年旧措置法」といいます。）第42条の5第1項若しくは第6項又は第68条の10第1項若しくは第6項《エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却》

(3) 平成27年改正前の租税特別措置法（以下「平成27年旧措置法」といいます。）第42条の5第1項若しくは第6項又は第68条の10第1項若しくは第6項《エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却》

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得したエネルギー環境負荷低減推進設備等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「エネルギー環境負荷低減推進設備等の区分1」は、1の(1)から(3)までのいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項（平成28年旧措置法（又は平成27年旧措置法）第42条の5第6項若しくは第68条の10第6項の適用を受ける場合には「平（ ）旧42条の5第1項（ ）号（ ）」又は「平（ ）旧68条の10第1項（ ）号（ ）」を○で囲むとともに、「平（ ）」内に該当年数を記載してください。なお、（ ）内には、それぞれの該当号等を記載してください。

3 「事業の種類2」には、エネルギー環境負荷低減推進設備等を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

4 「エネルギー環境負荷低減推進設備等の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、エネルギー環境負荷低減推進設備等の種類、構造、細目等を記載します。また、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

5 「エネルギー環境負荷低減推進設備等の名称4」には、エネルギー環境負荷低減推進設備等に該当する資産の名称を記載します。

6 「取得価額9」には、エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額を記載します。

ただし、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

7 「普通償却限度額10」は、平成28年旧措置法第42条の5第1項第1号ロ（又は第68条の10第1項第1号ロ）及

び平成27年旧措置法第42条の5第1項第1号イ（又は第68条の10第1項第1号イ）に規定する資産につき平成28年旧措置法第42条の5第6項（若しくは第68条の10第6項）又は平成27年旧措置法第42条の5第6項（若しくは第68条の10第6項）の規定の適用を受ける場合に、その事業の用に供した日を含む事業年度の普通償却限度額を記載します。

8 「特別償却限度額12」は、次の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額を記載します。

(1) 7の場合…(9)－(10)

(2) 上記(1)の場合以外の場合…(9)×(11)

9 「償却・準備金方式の区分13」は、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

10 「補助金等の受領の有無14」には、措置法第42条の5第7項（若しくは第68条の10第7項）又は平成28年旧措置法第42条の5第9項（若しくは第68条の10第9項）に規定する補助金等をもってその補助金等の交付の目的に適合したエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、その補助金等の受領の事実の有無の区分に応じ、該当するものを○で囲みます。「有」の場合には、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等について措置法第42条の5第1項（若しくは第68条の10第1項）、平成28年旧措置法第42条の5第1項及び第6項（若しくは第68条の10第1項及び第6項）又は平成27年旧措置法第42条の5第1項及び第6項（若しくは第68条の10第1項及び第6項）の規定の適用はありませんから注意してください。

11 「事業の用に供したエネルギー環境負荷低減推進設備等の仕様、性能、型式等判定上参考となる事項15」には、事業の用に供した資産の仕様、性能、型式等その資産がエネルギー環境負荷低減推進設備等に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を指定告示の別表等に掲げる仕様、性能、型式等の単位をもってできるだけ具体的に記載するほか、指定告示に定めるエネルギー環境負荷低減推進設備等については、（ ）内にその指定告示名、告示番号、別表番号及び該当番号を、例えば「平23財務省告示第219号」、「別表三の1」のように記載します。

12 「太陽光発電設備又は風力発電設備の出力16」には、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等が太陽光発電設備又は風力発電設備である場合に、その設備の出力を記載します。

13 「認定発電設備に該当する旨の経済産業大臣の認定年月日17」には、平成28年改正前の租税特別措置法施行令第27条の5第1項及び第2項（若しくは第39条の40第1項）又は平成27年改正前の租税特別措置法施行令第27条の5第1項（若しくは第39条の40第1項）に規定する資産について、平成28年改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第3条第2項に規定する認定発電設備に該当することにつき同法第6条第1項に規定する経済産業大臣の認定を受けた年月日を記載します。

14 「証明年月日18」には、平成28年改正前の租税特別措置法施行規則第20条の2第2項（又は第22条の24第2項）に規定する証明書の証明年月日を記載します。